

質問No.	質問	回答
1	問合せ期間はいつまでになりますでしょうか？	問合せ期間は、4月4日（金）17時までとします。
2	「総合評価のための書類」についての問合せ 「技術提案書（別添（委託事業実施計画書）による）（別紙1）実施計画」について伺わせてください。 1）技術提案書の枚数の制限はありますか？ 2）文字のフォントやサイズの指定はありますか？ 3）「技術提案書（別添（委託事業実施計画書）による）（別紙1）実施計画」以外にも補足書類を提出しても良いでしょうか？	1）枚数制限はございません。 2）フォントおよびサイズに指定はございません。 3）提案内容をパワーポイント等で見やすい形とするための補足資料の提出については可能とします。 しかしながら、外部の審査委員による限られた時間での審査となりますので、審査に必要な内容を精査していただき、読み手に読みやすい形、及び、上限枚数としていただきますようお願いいたします。 例えば、極端に小さな文字で1枚に収める、もしくは、提案書・補足書類あわせて100P以上となる等は避けていただけますと幸いです。
3	作成する専用ウェブサイトは、事業終了後にスポーツ庁さんで運用される事をイメージされてますでしょうか？	ご認識のとおりです。 専用ウェブサイトについて、当年度中は受注者で管理運用していただき、翌年度以降は事業が続く限りは、当該ウェブサイトを継続する形で翌年度以降の受注者に管理運営していただく予定です。
4	賃上げの計算条件として、下記3点が認められるかどうか、ご確認・ご教示いただけると幸いです。 1 事業年度で令和5年度(2023年度)から令和6年度(2024年度)の比較であること 2 執行役員及び管理監督者を除き、且つ、比較対象期間の全期間において継続して雇用している従業員を対象とすること 3 対象の賃金を月例給(基本給+みなし時間に相当する手当)のみとすること	3点とも認められます。
5	賃上げの表明に関して、※2で中小企業等においては、「給与総額」とする。と記載があるが、「一人当たりの平均受給額」で考えることはできないか	実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれかを採用いただくことが可能です。

6	賃上げの計算条件として、退職者・休職者・インターン生を対象外としても良いか	所定の書類により賃上げ実績が確認できない場合、税理士又は公認会計士等の第三者により、賃上げ実績を確認できる書類であると認められることが明記された書面に代えることができますが、その際は、各企業の実情を踏まえて判断されることから、対象または対象外となる従業員に定めはございません。 財務省通知をご確認いただけますと幸いです。 https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public_purchase/03.20220208.452sougouhyoukatinagekatenkakunin03.pdf
7	表明書記載の表明を受けた方法は「口頭説明」でもよいか	「口頭説明」で構いません。
8	減点措置の対象はスポーツ庁の総合評価落札方式案件のみか	他省庁も含めた国の調達案件で総合評価落札方式によるものすべてが対象となります。